景観協定に基づく行為の手続き

景観協定区域において建築物等の新築や開発行為を行う場合は、 その規模に関わらず全ての行為において、景観協定運営委員会の 承認が必要となります。必ず事前にご相談下さい。

申請者

【行為の計画・事前相談・届出】

景観協定運営委員会

《行為の審査・協議・承認》

【屋外広告物許可申請(県)・建築確認申請(市) ・七尾市景観計画に係る届出(市)】

【行為の着手・完了報告】

お問い合わせ

七尾市和倉地区景観協定運営委員会

TEL 0767 - 62 - 1555 FAX 0767 - 62 - 2611 T926-0175

七尾市和倉町弐部13番地1(和倉温泉観光会館)

七尾市役所 都市建築課

TEL 0767 - 53 - 8469 FAX 0767 - 52 - 9288 T926-8611

七尾市袖ケ江町イ部25番地



石川県中能登土木総合事務所 維持管理課

TEL 0767 - 52 - 5102 FAX 0767 - 52 - 5104 〒926-8586 七尾市本府中町ソ部27番地9

七尾市和倉地区景観協定運営委員会

和倉地区のまちづくり

「湯の香、潮の香、和みのわくら」

~温泉と海を感じるおもてなしのまちづくり~

ゆのかのもり

湯の香の杜

にぎわい再生の重点地区として店舗の連続性を確保し、格式があるなかにもにぎわいを創出し、落ち着いた温泉情緒が感じられる景観形成を図ります。

景観協定の目的

本景観協定は、景観協定区域内において、温泉街としての賑わい創出と質の高い観光や居住の環境形成を図ることを目的としています。

基本方針

来訪者に対し「能登はやさしや土までも」のおもてなしの精神で「日本一やさしい和倉」を目指し、建築物の新築などに対し区域を3地区に分け景観形成の誘導を行います。

